

県南広域振興局長告示第59号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東稲土地改良区（西磐井郡平泉町）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年4月8日

県南広域振興局長 遠藤達雄

1 就任

理事

高橋昭男 西磐井郡平泉町平泉字志羅山22番地12

2 退任

理事

伊藤福雄 西磐井郡平泉町平泉字伽羅楽5番地1